

閣僚宣言
児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する危険性
G 8 司法・内務大臣
(ローマ - 2009年5月30日)

我々は、2年前にドイツのミュンヘンに集まり、児童ポルノに対する国際社会による闘いを強化するために、一致して努力することを約束した。いたる所で、この児童に対する脅威が増大しているとの認識をもったことから、我々は、次のように2つの具体的なコミットメントを行った。

- 1) 児童ポルノに関する国内法の実施及び実効性を確保すること及び、必要かつ適切なときには、これらの法をアップデートし、改善するための手段を取ること。
- 2) 国際的な対話において児童ポルノとの闘いの重要性を強調し、G 8内外における協力を促進していくこと。

我々の共通の意思にもかかわらず、児童ポルノが及ぼす害悪がまだまだ十分に理解されていない状況にある。いくつかの国においては、効果的な法整備が行われていない。

昨年、G 8議長国日本の下、特にインターネット上で驚くほどに氾濫する児童ポルノ(児童の性的虐待の画像)に留意し、あらゆる形態の児童に対する性的搾取について、我々が再度強く非難し、弾劾するという決意を歓迎するとともに、児童の性的搾取との闘いを継続することを改めて誓った。我々は、あらゆる形態の児童の性的搾取に対処するには、我々の協調した努力が必要であると認識するとともに、児童ポルノによる性的搾取は、特にこれらの犯罪を犯すためにインターネット等の新たなテクノロジーを用いる結果、児童に対して新たな危険を引き起こし、新たな懸念と問題を生じさせると認識する。

本日、このような乖離に取り組む重要な一歩について報告できることは、喜ばしいことである。先月、米国ノースカロライナ大学チャペルヒル校でG 8が開催を支持したシンポジウムに、世界各国の専門家が集まり、児童ポルノ犯罪者によって引き起こされる児童に対する危険性について議論し評価を行った。G 8内外の国から、心理学者、医師、犯罪学者、大学教授、社会学者、コンピュータ科学者らが、児童ポルノに関連して児童が受ける危険性について、研究

結果を共有し、統一見解を明らかにするために、集まった。

このグループによる研究は公表される予定であり、我々は、その成果が近く世界中に広まることを期待する。本日、我々は、参加したすべての専門家に感謝の意を表するとともに、本宣言に添付されたシンポジウムの最終報告書に含まれている研究結果に留意する。

このシンポジウムの結果は、すべての国において、効果的かつ包括的な児童ポルノ対策を早急にとる必要があることを明確にするものである。本日、我々は、これらの結果に導かれ、ミュンヘンでのコミットメントを果たすための努力を新たにすることとなった。我々は、ローマ/リヨングループが、これらの結果に照らして、今後の追加的な作業として何が適切であるかを検討し、2010年の司法・内務大臣会議へ報告することを要請する。